

成年年齢引下げを見据えた若年者への消費者教育

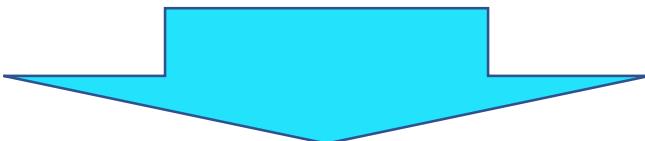
- これまで関係4省庁(消費者庁・法務省・文部科学省・金融庁)が連携して
2018年2月～ 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム
2021年3月～ 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン
に基づき若年者への消費者教育の取組を推進し、一定の成果。

<高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育(授業)の実施率 >

2018年度:38% → 2019年度:67% → 2020年度:86% → 2021年度:91%

国公立:98%
私立:75%
特別支援学校:88%

- 2022年1月には、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、若年者の消費者被害等を防止するための施策が取りまとめられた。若年者の消費者被害の防止等のため、関係省庁が所管の取組を着実に進めるよう、総理から指示。



成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針 -消費者教育の実践・定着プラン-

(2022年3月31日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針

－消費者教育の実践・定着プラン－

(令和4年3月31日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組む。※2022年度以降3年間の計画

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

- (1) 高等学校等における消費者教育の推進
 - 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
 - 実践的な消費者教育等の推進
 - 教員の養成・研修の推進 等
- (2) 大学等における消費者教育の推進
 - 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
 - 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
 - 金融経済教育講座の実施 等
- (3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進
 - 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発

(注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知広報
- 若年者が相談しやすい体制整備及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等